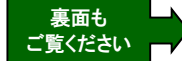


中小企業の国内出願に対する助成制度(都内自治体等実施分) 1/2

自治体	事業名	対象者※	対象出願	対象経費	助成率	上限金額	お問合せ先
港区 (港区立産業振興センター)	産業財産権取得支援事業	城内 中小企業	特許 実用新案 意匠 商標	・出願料、審査請求料、登録料、産業財産権取得に関して弁理士等に支払う費用等 ・翌年3月20日までに実績報告書が提出できること ・1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了、R6.4.8受付開始	対象経費の 2分の1	25万円(特許) 15万円(特許以外)	産業振興課 経営支援係 (札の辻スクエア) TEL:03-6435-4620(月～金、9:00-17:00)
千代田区	産業財産権取得支援事業			・産業財産権の新規取得に要する費用 ・出願料、審査請求料、技術評価請求料、特許料、登録料、図面作成費、電子化料金、産業財産権取得に際して弁理士又は弁護士に支払う費用 ・助成交付申請日前1年間に支払った経費 ・1年度1回、予算額に達し次第受付終了		20万円	地域振興部 商工観光課 商工振興係 TEL:03-5211-4185(月～金、8:30-17:00)
台東区 (台東区産業振興事業団)	知的所有権取得支援事業			・特許等の出願料、電子化手数料、初期登録に関わる商標等の登録料、初3年分の特許料、特許の審査請求料、実用新案技術評価請求料、弁理士に対する謝金(翌年3/31までに支払い完了し、実績報告を提出できる経費) ・助成決定前に経費の支払いが済んでいる場合は対象外 ・1年度1回、予算額に達し次第受付終了、R6.4.1受付開始		10万円(特許) 5万円(特許以外)	(公財)台東区産業振興事業団 経営支援課 企業・人材育成担当 TEL:03-5829-4124(月～金、8:30-17:00)
墨田区	知的財産権取得補助金			・出願料、出願審査請求料又は技術評価請求料、特許料又は登録料、出願及び取得に伴う弁理士・弁護士に対する報酬、その他区長が特に必要であると認める経費 ・出願日から2年以内に申請 ・1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了		20万円	産業観光部 経営支援課 TEL:03-5608-6183
江東区	知的財産権取得費補助			・出願料、出願審査請求料、特許料、登録料、電子化手数料、出願に伴う弁理士報酬 ・国外の知的財産権についても、国内のものに準じて取扱い可能 ・交付申請書は出願日の翌日から起算して1年以内に提出必要 ・1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了		30万円(特許権) 10万円(特許以外)	地域振興部 経済課 産業振興係 TEL:03-3647-2332
品川区	特許権取得経費助成		・新規取得に要する弁理士費用、特許庁費用(出願料、審査請求料、審判請求料、登録料) ・令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払いが完了すること ・募集期間は令和6年10月1日～令和6年10月31日まで	20万円		地域産業振興課 中小企業支援担当(経営支援担当) TEL:03-5498-6340	
文京区	知的財産権取得費補助金		・出願料、出願審査請求料または技術評価請求料、特許料または登録料、弁理士または弁護士に対する報酬、特許先行技術調査費用、他関連経費 ・R6.4.1受付開始、出願日から2年以内に申請 ・1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了、国内出願限定	30万円		文京区 区民部 経済課 産業振興係 TEL:03-5803-1173	
板橋区 (板橋区産業振興公社)	知的財産権取得支援補助金		・審査請求料、登録料、弁理士費用、その他製品及び技術の保護に直接関連があると認められる経費 ・商標権の弁理士費用は、対象額上限10万円まで ・R6.4.15受付開始、先着順、要事前連絡、権利設定登録後1年以内に申請 ・1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了	20万円		(公財)板橋区産業振興公社 経営支援グループ TEL:03-3579-2175	
北区	知的所有権活用支援事業		・弁理士費用、出願料、登録料、特許料、審査請求料、製品・技術の権利保護に直接関連性が認められる費用 ※新規取得した知的所有権に限る ・上記のうち、当年度内又は前年度内に申請及び支払いした経費 ・1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了	10万円		地域振興部 産業振興課 商工係 TEL:03-5390-1235	
足立区	知的財産権認証取得助成金		・出願料、登録料、審査請求料又は技術評価請求手数料、弁理士等費用、電子化手数料、製品・技術の権利保護に直接関連性が認められる費用 ・登録証の登録日から1年以内に申請すること、要事前連絡 ・1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了	30万円		産業振興課 ものづくり振興係 TEL:03-3880-5869(月～金、8:30-17:15)	
江戸川区	知的財産権の出願にかかる助成金	・出願料、審査請求料、弁理士費用。助成対象経費は当該事業の実施年度内に支払ったものを対象 ・出願前に本助成金の申請が必要 ・1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了	20万円	産業経済部 経営支援課 相談係 TEL:03-5662-0525			

※この他にも、各自治体では要件を詳細に規定しています。また、制度の改廃等が行われている場合がありますので、ご利用の際は各窓口までお問い合わせください。

※交付決定に当たっては、各自治体で審査があります。



中小企業の国内出願に対する助成制度(都内自治体等実施分) 2/2

自治体等	事業名	対象者※	対象出願	対象経費	助成率	上限金額	お問合せ先	
葛飾区	知的所有権取得費補助事業	域内 中小企業	特許 実用新案 意匠 商標	<ul style="list-style-type: none"> 出願のため、弁理士に支払う手数料、出願料及び出願審査請求に要する経費 特許庁出願申請後1か月以内に申請 1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了 	対象経費の 2分の1	10万円	商工振興課 工業振興係 TEL:03-3838-5587	
世田谷区	知的財産権取得支援事業補助金			<ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月1日以降に出願が完了している知的財産権 出願料、登録料、その他手数料や弁理士費用などで区長が認めるもの(特許権の先行調査費用も対象) 予算額に達し次第受付終了 		20万円	経済産業部 経済課 TEL: 03-3411-6653	
荒川区	産業財産権取得助成			<ul style="list-style-type: none"> 出願料、登録料、特許料、審査請求料、弁理士費用、その他区長が必要と認めたもの ※申請年度内に支払われる分に限る 特許庁へ出願後1ヶ月以内に申請 1年度1回1案件 ※一部例外あり 要事前相談、予算額に達し次第受付終了 		15万円	産業経済部 経営支援課 経営支援係 TEL:03-3802-3111(内:459)	
練馬区	産業財産権の取得支援事業補助金			<ul style="list-style-type: none"> 出願料および出願審査請求料または技術評価請求料、特許料または登録料、弁理士または弁理士に対する報酬 特許庁へ出願後1年以内に申請 1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了 		10万円	一般社団法人 練馬区産業振興公社 練馬ビジネスサポートセンター TEL:03-6757-2020(月～金、9:00～17:00)	
町田市	特許権等取得事業補助金			<ul style="list-style-type: none"> 知的財産権の出願、または特許出願審査請求費用が対象(知的財産権の出願は出願料(印紙代)、出願に係る弁理士手数料)(特許出願審査請求費用は審査請求料(印紙代)と弁理士手数料) 1年度2回2案件申請は1案件、予算額に達し次第受付終了 		対象経費等により異なる (要確認)	10万円 (特許・実案・意匠) 5万円 (商標)	経済観光部 産業政策課 TEL:042-724-3296
青梅市	産業財産・認証出願支援			<ul style="list-style-type: none"> 登録出願および国際認証や海外進出に伴う国外の規格への出願等にかかる経費の一部を助成 謝金(弁理士費用)、事務費(資料購入費、印刷製本費、出願料、審査請求費等の審査登録料)、委託費(調査委託費、申請等委託費、邦訳委託費等) 要事前連絡 		対象経費の 3分の2 以内	50万円	商工業振興課 工業振興係 TEL:0428-22-1111(内線2341)
稲城市 稲城市商工会	知的財産支援事業補助金(会員限定)		特許・商標など	<ul style="list-style-type: none"> 特許権・商標権などの国内の知的財産権の出願に係る事業(商工会会員が営む事業に関わりのある案件に限る) 要事前連絡 令和7年2月末までに事業が完了すること及び実績報告書を提出すること 1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了 	商工会会員の工業部会員は対象経費の2/3以内 上記以外 1/2 以内	20万円 10万円	稲城市商工会HPまたは商工会 TEL:042-377-1696	
八王子市	経営力強化補助金(販路拡大事業-企業力向上経費)		特許等	<ul style="list-style-type: none"> 出願料(印紙代)、審査請求料、弁理士手数料 要事前連絡 1年度1回1案件、予算額に達し次第受付終了 詳細は担当部署に確認のこと 	対象経費の 3分の2 以内	50万円	産業振興部 産業振興推進課 TEL:042-620-7379	
羽村市	中小企業経営基盤強化助成金(DX推進事業)	知的財産権等	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産権等の導入経費 予算額に達し次第受付終了 要事前連絡 	10万円 (法人) 5万円 (個人)		産業環境部 産業振興課 商工観光係 TEL:042-555-1111		
瑞穂町	ものづくり・DX等推進事業補助金(産業財産権取得支援事業)	特許 実用新案 意匠 商標等	<ul style="list-style-type: none"> 登録出願および国際認証や海外進出に伴う国外の規格への出願等に係る経費の一部を補助 謝金(産業財産の取得に伴う弁理士等に支払う費用および認証取得に伴うコンサルタント費用等)、事務費(資料購入費、印刷製本費、出願料、審査請求費等の審査登録機関に支払う審査登録料等)、委託費(調査委託費、申請等委託費、邦訳委託費等) 詳細は担当部署に確認のこと 	対象経費の 2分の1	10万円	協働推進部 産業経済課 商工係 TEL: 042-557-7633		

※この他にも、各自治体では要件を詳細に規定しています。また、制度の改廃等が行われている場合がありますので、ご利用の際は各窓口までお問い合わせください。

※交付決定に当たっては、各自治体で審査があります。

表面も
ご覧ください